

公共事業事前評価調書(令和5年度予算要望)

所管課: 海岸防災課

担当班 災害砂防班

事業名	名護市二見(4)-2地区急傾斜地崩壊対策事業		事業区分	急傾斜地崩壊対策事業	事業主体	沖縄県
事業箇所	名護市二見地区					
事業の諸元	急傾斜地崩壊危険区域 A=約0.18ha(指定予定) 抑止アンカー工 一式					
事業の概要	当該地区は名護市二見地内に位置する北西向き斜面で、平均がけ高約8m、平均勾配約32度の急傾斜地であり、保全対象はがけの直上に要援護者施設が1戸ある。斜面上方は全区間にわたって要援護者施設の敷地となっており、要援護者施設が斜面に近接して建てられている。斜面天端部にはフェンスが設けられているが、フェンスが斜面側に傾斜しており地盤の変形が確認でき、斜面が完全に崩壊した場合、要援護者施設に大きな影響が出るものと判断されることから、急傾斜地崩壊対策事業を実施するものである。					
事業の必要性・効果等	〈必要性〉 斜面には複数個所で新旧の崩壊跡が確認され、斜面全体が不安定な状態となっている。本事業の実施により、災害を未然に防ぎ、要援護者施設の利用者や職員の生命の保護が図られる。					
	〈効果等〉 要援護者施設1箇所(入所者45名、職員25名)の生命・財産を守ることができる。 また、施設自体が名護市の津波避難所となっているため、避難所の安全性が確保できる。					
事業期間	事業採択	令和5年度	完了(予定)	令和7年度		
全体事業費	1.4(億円)	補助・単独の別	補助	補助率	1/2	
費用対効果	B/C = 6.54	総便益:B 8.72(億円) ①被害軽減便益 8.72億円	総費用:C 1.33(億円) ①事業費 1.33億円	基準年	令和4年度	
事業着手の熟度・上位計画との整合性	令和元年6月に要援護者施設および名護市より要請を受け、事業実施に向け鋭意取り組んでいる。事業実施に向けた地権者の同意取得に際しては、対象地権者は同要請者が主であることから、同意が得られる見込みである。 上位計画では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(案)において「あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり」の中で、土砂災害対策への取り組みが位置づけられている。					
環境への配慮	急傾斜地が建物に近接しており、一般的な切土による斜面の安定が困難であることからアンカー工による斜面の安定を図り、受圧板の隙間に植生が生育できるように考慮する。					
関係する地方公共団体等の意見	令和元年6月20日、二見区長から名護市長宛へ斜面对策に対する要望が提出されている。 令和元年6月28日に名護市から県へ要望があった。					
概要図(位置図)						